

白岡市都市計画提案制度について

平成14年度の都市計画法改正により、まちづくりに関する都市計画を提案できる制度が創設されました。これは、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、白岡市が定める都市計画の決定又は変更について提案できる制度です。

◆どんな都市計画が提案できるの？

提案できる都市計画は、白岡市が定める都市計画すべてです。

区域区分（線引き）など、埼玉県が定める都市計画は、県に提案することになります。

◆誰でも提案できるの？（計画提案者）

- ①提案区域内の地権者又は借地権者
- ②まちづくりNPO法人
- ③一般社団法人、一般財団法人、営利を目的としない法人
- ④独立行政法人都市再生機構
- ⑤地方住宅供給公社
- ⑥まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

◆提案に必要な条件とはどんなもの？

- ①提案される区域が、0.5ha以上の一体的な土地であること
- ②提案される区域内の土地所有者または借地権者の三分の二以上の同意を得ていること
- ③提案の内容が、都市計画に関する法令上の基準に適合していること

◆提案に必要な書類とは、どんなもの？

次の書類等が必要になります。

- ①提案書（様式第1号）
- ②都市計画の素案
 - ・計画提案の理由及びその概要（様式第2号）
 - ・都市計画の図書（計画書、総括図、計画図）
- ③提案資格を有することを証する書類（計画提案者が法人等の場合に限り）
 - ・登記簿謄本又は登記事項証明書、定款等
- ④土地所有者等の同意を得たことを証する書類
 - ・土地所有者等の同意書（様式第3号）
 - ・土地所有者等の一覧（様式第4号）
 - ・提案区域内の土地の公図の写し及び土地登記簿謄本等
- ⑤周辺環境等への影響の検討に関する資料（様式第5号）
- ⑥計画提案に係る区域内の土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する資料（様式第6号）
- ⑦その他計画内容の説明に必要な認められる資料

●事前相談（任意）

制度と白岡市の都市計画をご説明するとともに、提案内容及び手続き等について、ご相談をお受けします。

●都市計画の提案

- ・提案に必要な書類を白岡市街づくり課に提出してください。
- ・白岡市は、提案に対する要件の確認を行い、提案者にその結果等を通知します。
- ・要件に適合していない場合、補正等をお願いする場合があります。

●提案書の受理

- ・白岡市は、提案内容の検討を行い、都市計画の決定又は変更をする必要があるか判断します。

変更等が必要と判断

●都市計画の決定又は変更をする場合

提案を踏まえ白岡市が、都市計画案を作成し、白岡市都市計画審議会の議を経る等の手続の後、都市計画の決定又は変更の告示をします。

変更等が不必要と判断

●都市計画の決定又は変更をしない場合

白岡市が、提案内容について白岡市都市計画審議会の意見を聴いたうえ、決定又は変更しない旨とその理由を、提案者へ通知します。

本制度に関するお問い合わせ及び相談窓口

白岡市都市整備部街づくり課都市計画担当（市役所2階）
〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野432番地
電話 0480-92-1111（内線203） FAX 0480-93-5038
E-mail: machi@city.shiraoka.lg.jp（代表アドレス）